

京丹後市一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）の見直しについて

1 見直しの理由

京丹後市一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）に係る中間目標年次の到来による

〔 計画期間 〕 平成 27 年度～平成 41 年度

〔中間目標年次〕 平成 31 年度（5 年後）

2 計画の概要

ごみ処理の現状と処理基本計画により構成。処理基本計画では、ごみの発生量及び処理量の推計から、ごみの減量化、再生利用促進、分別排出、施設計画等に渡り一般廃棄物の適正処理を進めるマスタープランとしている。

3 計画の位置付け

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項

「一般廃棄物処理計画」市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

(2) 京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年条例第 157 号）第 9 条

「一般廃棄物処理計画」

(3) 京丹後市総合計画 基本計画

4 計画策定の方法

京丹後市廃棄物減量等推進審議会への諮問による

※京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 120 号）

第 3 条 廃棄物減量等推進審議会の所掌事務

(1) 一般廃棄物処理基本計画に関すること。

5 現状の取組と背景

(1) 平成 25 年度 使用済小型電子機器等の再資源化の促進（小型家電の拠点収集）

(2) 平成 26 年度 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物（受入中止）

(3) 平成 26 年度 「雑がみ」を分別品目として追加

(4) 平成 27 年度 生ごみ分別の推進（モデル地域に係る収集運搬業務を開始）

(5) 平成 28 年度 峰山クリーンセンター基幹的設備改良工事（実施設計着手）

(6) 平成 29 年度 エコエネルギーセンターの閉鎖（生ごみ分別・収集運搬を中止）

(7) 平成 30 年度 新最終処分場の整備着手（候補地選定）

(8) 平成 30 年度 第 2 期京丹後市環境基本計画策定（令和元年度～令和 6 年度）

6 計画見直しの概要

(1) 「基本的事項」「地域の概況」に係る現状修正

(2) 「ごみ処理の現状」に係る実績値反映

(3) 前期実績に基づく「ごみ処理基本計画」の見直し

(4) 前期実績に基づく「生活排水処理基本計画」の見直し